

子ども・子育て支援事業計画の一部見直し（案）

旧新対照表

（夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン第2章）

| 現行計画 | 見直し計画案 |
|---|--|
| <p>P 5 6</p> <p>(3) 教育・保育事業</p> <p>④ 各年度における幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の量の見込み（必要利用定数総数）、提供体制の確保の内容（供給方法）・実施時期</p> <p>「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」による教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域である市内での均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、設定区分ごとに必要利用定員総数、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めます。</p> <p>平成 27～31 年度の児童数推計より利用児童数を見込んだところ、現在ある幼稚園や保育所（園）の設備を活用することで、「待機児童なし」の提供体制が確保できるものです。</p> <p>また、本市では、現在、<u>認定こども園へ移行する幼稚園や保育所（園）がありませんが</u>、1号認定や2号認定で幼稚園利用意向の強い保護者の子どもは公立・私立の幼稚園での受け入れを、また、2号・3号認定の子どもにつきましては、公立・民間の保育所（園）で受け入れを進め、必要な定員を確保していきます。</p> | <p>P 5 6</p> <p>(3) 教育・保育事業</p> <p>④ 各年度における幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の量の見込み（必要利用定数総数）、提供体制の確保の内容（供給方法）・実施時期</p> <p>「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」による教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域である市内での均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、設定区分ごとに必要利用定員総数、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めます。</p> <p>平成 27～31 年度の児童数推計より利用児童数を見込んだところ、現在ある幼稚園や保育所（園）の設備を活用することで、「待機児童なし」の提供体制が確保できるものです。</p> <p>また、本市では、現在、<u>認定こども園はありませんが</u>、1号認定や2号認定で幼稚園利用意向の強い保護者の子どもは公立・私立の幼稚園での受け入れを、また、2号・3号認定の子どもにつきましては、公立・民間の保育所（園）で受け入れを進め、必要な定員を確保していきます。</p> |

| 現行計画 | 見直し計画案 |
|---|---|
| <p>P 6 9</p> <p>(5) 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項</p> <p>① 質の高い幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的な提供に関する事項（認定こども園の設置数や設置時期等、普及に係る考え方など）</p> <p>認定こども園は、<u>保護者の就労等家庭の状況に関わらず、0歳児から就学前児童の一貫した質の高い学校教育・保育（子どもの遊びや生活、学びの経験）を受けることができる施設とされています。</u></p> <p><u>本市における認定こども園への移行については、各幼稚園や保育所（園）における地域の子どもの利用状況や今後の動向の把握に努めるほか、移行への相談・支援体制を確保し適切に対応することとします。</u></p> | <p>P 6 9</p> <p>(5) 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項</p> <p>① 質の高い幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的な提供に関する事項（認定こども園の設置数や設置時期等、普及に係る考え方など）</p> <p>認定こども園は、<u>幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労等家庭の状況に関わらず、0歳児から就学前児童の一貫した質の高い学校教育・保育（子どもの遊びや生活、学びの経験）を受けることができる施設です。</u></p> <p><u>また、在宅で子育てをする家庭を含めた地域の子育て支援を行う拠点機能を果たす役割も担います。</u></p> <p><u>こうした特性をふまえ、本市における認定こども園への移行については、子ども・子育て関連3法に則り、保育所（園）又は幼稚園の設置者の意向を尊重しつつ普及を図るものとし、子どもにとっての最善の利益を確保する観点にたって、その支援を行っていくこととします。</u></p> |